○島根県農林水産業共同研究等取扱要綱

平成3年3月12日

島根県告示第244号

〔島根県農業研究取扱要綱〕を次のように定める。

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱

(平11告示242・改称)

目次

第1章　総則(第1条・第1条の2)

第2章　受託研究(第2条―第10条)

第3章　共同研究(第10条の2―第18条)

第4章　雑則(第19条―第21条)

附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この告示は、本県の農林水産業の発展に資することを目的として、研究機関が県以外の者の委託を受けて行う受託研究及び研究機関が県以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し、研究費用を分担することによって行う共同研究の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(平11告示242・一部改正)

(定義)

第1条の2　この告示において「研究機関」とは、島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）に規定する課に置かれる室及び地方機関のうち次に掲げるものとする。

(1)　畜産課家畜病性鑑定室

(2)　中山間地域研究センター

(3)　農業技術センター

(4)　畜産技術センター

(5)　水産技術センター

(平11告示242・追加、平15告示270・平17告示391・平18告示235・平22告示246・平24告示196・平27告示74・一部改正)

第2章　受託研究

(委託の申請)

第2条　研究機関に研究を委託しようとする者は、研究委託申請書(様式第1号)を研究を開始しようとする日の30日前までに、畜産課家畜病性鑑定室及び水産技術センターにあっては当該研究機関の長を経由して知事に、中山間地域研究センター、農業技術センター及び畜産技術センターにあっては各センターの長にそれぞれ提出しなければならない。

(平24告示196・平28告示246・一部改正)

(受託研究に関する契約)

第3条　前条の申請を受理した知事、中山間地域研究センターの長、農業技術センターの長又は畜産技術センターの長（以下「知事等」という。）は、当該申請に係る研究の内容について審査し、適当と認めたときは、申請者と受託研究に関する契約を締結するものとする。

(平24告示196・平28告示246・一部改正)

(受託研究契約書)

第4条　知事等は、前条の規定により受託研究に関する契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した受託研究契約書を作成するものとする。

(1)　受託研究の題名

(2)　受託研究の目的及び内容

(3)　受託研究の実施期間

(4)　受託料の額及び納入方法

(5)　第6条から第7条の2まで、第9条及び第10条に規定する事項

(6)　その他研究の受託に関し必要な事項

(平11告示242・平24告示196・一部改正)

(受託料の納付)

第5条　委託者(第3条の規定により知事等と受託研究に関する契約を締結した者をいう。以下同じ。)は、受託研究契約書に定める受託料を、契約締結後速やかに納入しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、受託研究契約書で定めるところにより分割して納入することができるものとする。

(平24告示196・一部改正)

(受託研究の中止)

第6条　知事等は、研究機関の業務に支障が生じたとき、又は天災地変その他やむを得ない理由があるため受託研究の継続が困難となったときは、これを中止することができるものとする。

(平11告示242・平24告示196・一部改正)

(受託料の不還付)

第7条　既納の受託料は、返還しない。ただし、前条の規定により受託研究を中止したときは、この限りでない。

(受託料の増額等)

第7条の2　知事等は、受託研究の実施中特に多額の費用を要し、第5条の受託料に不足を生ずると認める場合は、委託者と協議の上、研究を中止し、又は続行するための受託料を増額することができるものとする。

(平11告示242・追加・平24告示196・一部改正)

(研究結果の通知)

第8条　知事等は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかにその結果を委託者に通知するものとする。

(平24告示196・一部改正)

(特許権等の取扱い)

第9条　研究機関の職員が当該受託研究について発明をしたときは、特許を受ける権利又は特許権(以下「特許権等」という。)の取扱いについては、島根県職員の職務発明等に関する規程(平成16年島根県訓令第3号)の定めるところによる。この場合において、知事又は研究機関の職員が特許出願を行おうとするときは、あらかじめ委託者の同意を得るものとする。

2　知事等は、研究機関の設置目的の達成その他県行政の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特許出願について、受託研究契約書において別段の定めをすることができるものとする。

3　知事は、県に承継された特許権等の実施を、委託者又はその指定する者に限り、受託研究の終了の日から起算して5年を超えない範囲内の期間において、優先的に許諾することができるものとする。

(平11告示242・平24告示196・一部改正)

(研究結果の公表)

第10条　研究機関の長は、委託者の業務又は特許出願に支障があると認める場合を除き、受託研究の結果を公表するものとする。

(平11告示242・一部改正)

第3章　共同研究

(共同研究の推進)

第10条の2　研究機関の長は、研究業務の効率化を図り、効果的な研究成果を得るため、共同研究の推進に努めなければならない。

(平11告示242・追加)

(共同研究の申請)

第11条　研究機関と共同研究を行おうとする者は、共同研究実施申請書(様式第2号)を研究を開始しようとする日の30日前までに、畜産課家畜病性鑑定室及び水産技術センターにあっては当該研究機関の長を経由して知事に、中山間地域研究センター、農業技術センター及び畜産技術センターにあっては各センターの長に、それぞれ提出しなければならない。

(平11告示242・平24告示196・平28告示246・一部改正)

(共同研究に関する契約)

第12条　前条の申請を受理した知事等は、当該申請に係る研究が共同研究として適切であり、かつ、申請者が共同研究を行うために必要な技術的能力及び経済的能力を有しているかどうかを審査し、適当と認めたときは、当該申請者と共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

(平24告示196・平28告示246・一部改正)

(共同研究契約書)

第13条　知事等は、前条の規定により共同研究契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した共同研究契約書を作成するものとする。

(1)　共同研究の題名

(2)　共同研究の目的及び内容

(3)　共同研究の実施場所

(4)　共同研究の実施期間

(5)　共同研究の管理及び分担の方法

(6)　共同研究に参加する職員の職及び氏名

(7)　共同研究に要する費用の分担の方法

(8)　共同研究の成果の公表等の方法

(9)　共同研究の成果の帰属

(10)　その他共同研究の実施に関し必要な事項

(平24告示196・一部改正)

(特許権等の取扱い)

第14条　共同研究の結果、発明が生じた場合の特許を受ける権利の帰属及び持分割合については、知事と共同研究者(第12条の規定により知事等と共同研究契約を締結した者をいう。以下同じ。)が協議して定めるものとする。

2　研究機関の職員又は研究機関の職員及び共同研究者又は共同研究者に属する職員（次条において「共同研究者等」という。）が当該共同研究について発明したときは、特許権等の取扱いについては、この告示に定めるもののほか、島根県職員の職務発明等に関する規程の定めるところによる。

(平11告示242・平24告示196・一部改正)

(特許出願)

第15条　研究機関の職員が共同研究について発明をした場合において、知事又は研究機関の職員が特許出願を行おうとするときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。

2　共同研究者等が共同研究について発明をした場合において、当該共同研究者等が特許出願を行おうとするときは、あらかじめ知事の同意を得るものとする。

3　研究機関の職員及び共同研究者等が共同研究について共同して発明をした場合には、知事又は研究機関の職員及び共同研究者等は、共同出願契約を締結の上、共同して特許出願を行うものとする。

4　知事等は、研究機関の設置目的の達成その他県行政の推進のため必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、特許出願について、共同研究契約書において別段の定めをすることができるものとする。

(平11告示242・平24告示196・一部改正)

(承継特許権等又は共有特許権等の優先実施)

第16条　知事は、前条第1項の発明に係る県に承継された特許を受ける権利、当該権利に基づき取得した特許権又は県に承継された特許権(以下「承継特許権等」という。)を、知事が指定する者又は共同研究者に限り、共同研究の終了の日から起算して5年を超えない範囲内で知事が定める期間(以下「優先実施期間」という。)において、優先的に実施させることができるものとする。

2　知事は、前条第3項の発明に係る県に承継された共同して特許を受ける権利、当該権利に基づき取得した共有の特許権又は県に承継された共有の特許権(以下「共有特許権等」という。)を、知事と共同研究者が協議して指定する者に限り、優先実施期間において、優先的に実施させることができるものとする。

3　知事は、研究機関の設置目的の達成その他県行政の推進のため必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、承継特許権等又は共有特許権等の優先実施について、共同研究契約書において別段の定めをすることができるものとする。

(平11告示242・一部改正)

(実施料)

第17条　知事は、前条の規定により承継特許権等又は共有特許権等の優先実施を認めたときは、別に定める実施契約に基づき実施料を徴収するものとする。

(成果の公表)

第18条　研究機関の長は、共同研究の終了後に研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者から業務の都合により研究成果を公表しないよう申入れがあったときは、優先実施期間中に限り、その全部又は一部を公表しないことができる。

(平11告示242・一部改正)

第4章　雑則

(準用)

第19条　第9条及び第14条から前条までの規定は、受託研究又は共同研究における発明についての意匠登録を受ける権利及び意匠権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに品種登録を受ける権利及び登録品種について準用する。

(平11告示242・一部改正)

(適用除外)

第20条　知事等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示の一部を受託研究又は共同研究に対して適用しないことができる。

(1)　国、独立行政法人、地方公共団体、企業等が試験研究を委託する者の公募を行い、県がその公募に応募することによりその試験研究を受託することになった場合

(2)　契約の相手方の定めに従って受託研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができないと認められる場合

(3)　共同研究者が国、独立行政法人又は地方公共団体である場合

(平22告示246・平28告示246・追加、平28告示246・一部改正)

(雑則)

第21条　この告示に定めるもののほか、受託研究及び共同研究の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平22告示246・旧第20条繰下)

附　則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附　則(平成11年告示第242号)

1　この告示は、平成11年4月1日から施行する。

2　平成11年4月1日から同月30日までの間に研究を開始しようとする者に対する第2条又は第11条の規定の適用については、これらの規定中「研究を開始しようとする日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附　則(平成15年告示第270号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成17年告示第391号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年告示第235号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成22年告示第246号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成24年告示第196号)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後は農業技術センターの長が契約を締結することとなる研究に係るものは、この告示による改正後の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により農業技術センターの長に対してなされた申請とみなす。

附　則(平成27年告示第74号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年告示第246号)

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

 （経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後は中山間地域研究センターの長又は畜産技術センターの長が契約を締結することとなる研究に係るものは、この告示による改正後の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により中山間地域研究センターの長又は畜産技術センターの長に対してなされた申請とみなす。

様式第1号(第2条関係)

(平11告示242・平24告示196一部改正)

研究委託申請書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

住所(法人にあっては事務所の所在地)

申請者

氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)　印

　下記のとおり　　　　　　　　　　　　に研究を委託したいので申請します。

記

　1　研究の題名

　2　研究の目的及び内容

　3　研究の実施期間についての希望

　4　委託料の額及び納入についての希望

　5　特許権等の実施についての希望

　6　研究の成果の公表の方法及び時期についての希望

　7　研究の成果品の帰属についての希望

様式第2号(第11条関係)

(平11告示242・平24告示196一部改正)

共同研究実施申請書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

住所(法人にあっては事務所の所在地)

申請者

氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)　印

　下記のとおり　　　　　　　　　　　　と共同研究を実施したいので申請します。

記

　1　共同研究の題名

　2　共同研究の目的及び内容

　3　申請の理由

　4　共同研究の実施場所

　5　共同研究の実施期間についての希望

　6　共同研究に参加する研究員の氏名及び役職名

　7　共同研究に要する費用の分担についての希望

　8　共同研究の分担及び技術知識の提供についての希望

　9　特許権を受ける権利及び特許権等の実施(又は品種登録の出願を行った出願品種及び登録品種の有償譲渡等)についての希望

　10　共同研究の成果の公表の方法及び時期についての希望

　11　共同研究の成果品の帰属についての希望

　添付書類

　定款その他の知事等が必要と認める書類を添付すること。